

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案新旧対照条文
○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

改 正 案	現 行
（管理者に対する適用） 第三条 この法律中家畜、物品又は施設の所有者に関する規定（第五十六条及び第五十八条から第六十条までの規定を除く。）は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。）があるときは、その者に対して適用する。	（管理者に対する適用） 第三条 この法律中家畜、物品又は施設の所有者に関する規定（第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定を除く。）は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。）があるときは、その者に対して適用する。
（手当金） 第五十八条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者（第十七条の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該家畜の所有者）に対し、それぞれ当該各号に定める額（当該動物の死体が利用価値を有する場合には、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて得た額）を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、この限りでない。 一 五（略） 二 四（略）	（手当金） 第五十八条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者（第十七条の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該家畜の所有者）に対し、それぞれ当該各号に定める額（当該動物の死体が利用価値を有する場合には、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて得た額）を手当金として交付する。 一 五（略） 二 四（略）
第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。 一 六（略）	第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。 一 六（略）

七 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一

八 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の一

2 国は、都道府県が、特定家畜等（第三十二条の規定による移動又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が及ぶ家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の所有者に対して当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する場合には、当該交付した額の二分の一を負担する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した獣医師又は所有者
- 二 五（略）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一（略）

二・三（略）

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した獣医師
- 二 五（略）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一（略）

二 第十三条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した所有者

三・四（略）